

熊本市転居費等支援金交付要綱

制定	令和4年	8月30日	市長決裁
改正	令和5年	3月31日	市長決裁
改正	令和5年10月	1日	経済観光局雇用対策課長決裁
改正	令和6年	3月28日	市長決裁
改正	令和7年	3月27日	市長決裁
改正	令和7年	7月29日	経済観光局雇用対策課長決裁
改正	令和8年	3月30日	市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、今後の人口減少及び少子高齢化社会を見据え、熊本市内への移住を促進し、もって本市の労働力人口増加に資するため、熊本市転居費等支援金（以下「転居費等支援金」という。）を交付するに当たり、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住民基本台帳法」という。）第22条に規定する「転入」をいう。
- (2) 転入日 住民基本台帳法第7条第6号に規定する「住民となった年月日」をいう。
- (3) 本店等 本店、支店又はこれに準じ現に事業活動が行われている拠点をいう。
- (4) 県内法人 熊本県内に本店等を有する法人をいう。
- (5) 引っ越し業者 引っ越し又は宅配・運送を生業としている業者をいう。

(交付対象者)

第3条 転居費等支援金の交付対象者は、次に掲げる各号すべての要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる要件のすべてに該当すること。

- ア 転入直前の居住地が熊本県以外に属する市町村であること。
- イ 転居費等支援金の申込時において、転入日から1年を経過していないこと。
- ウ 熊本市に、転居費等支援金の申込日から5年以上継続して居住する意思を有していること。
- エ 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること（2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。）。
- オ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- カ 転居費等支援金の申込者（以下「申込者」という。）又は申込者と同一世帯に属する者が、熊本市移住支援金交付要綱（令和元年10月11日制定）で定める熊本市移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付を受けていないこと。
- キ 転居費等支援金の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応

じこれに協力すること。

ク 交付決定後においても、本市からの移住・雇用施策等に関する情報提供について同意していること。

ケ その他市長が転居費等支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 一般就業者に関する要件

次に掲げる要件のすべてに該当すること。ただし、熊本市交通事業企業職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地方公務員法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として熊本市交通事業管理者に任命され、動力車を操縦する作業及びその補助作業を行う職員にあつては、ア、イ、ウ、エ、カ及びキに該当し、一般財団法人熊本市公共交通公社に無期雇用契約で就業する見込みがあること。

ア 就業先が県内法人であること。ただし、熊本県外のみ本店等を有する企業に在籍しながら、労働者派遣等の方法により、県内法人において勤務する場合を除く。

イ 申込者にとって三親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている県内法人への就業でないこと。

ウ 県内法人に、転居費等支援金の申込日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 県内法人に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申込時において当該法人に就業開始した日から1年を経過していないこと。

カ 勤務地が熊本県内であること。

キ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定される「一般職」又は「特別職」ではないこと。

ク 地方公務員法第3条に規定される「一般職」又は「特別職」ではないこと。

(交付対象経費)

第4条 転居費等支援金の対象となる経費は、転入するに当たり、引っ越し業者に支払った家財の運搬費用及び荷造り・梱包のサービスに要する費用とする。ただし、同一の引っ越し業者に一括して支払ったこれらの費用に、作業員料、距離費用、積降料金、開梱等作業料、不用品処理料金、ハウスクリーニング料金、電気工事料金、リサイクル料金、保険費用、アフターケア等のサービス費用、その他引っ越し代金を支払うにあたり付随した経費が含まれる場合は、これらの費用も対象とすることができる。

2 転居費等支援金の対象となる経費は、前項の経費のうち、転入日の前後1月以内に行われた作業に対する経費に限る。

(転居費等支援金の額)

第5条 転居費等支援金の額は、前条の交付対象経費の2分の1の額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、次のアからウの区分のうち、申込者の状況に応じた区分に掲げる額を上限とする。ただし、申込者又は申込者と移住後において同一世帯に属する者が、当該申込とは別に転居費等支援金の交付を申し込むことはできないものとする。なお、ここでいう「移住後において同一世帯に属する者」とは、転入後において、本市の住民票上で同一の世帯に属しており、申込者が転入した日の前後3月以内の日に転入した者とする。

- ア 転入時点で18歳未満の世帯員を1名帯同して移住する場合 15万円
- イ 転入時点で18歳未満の世帯員を2名以上帯同して移住する場合 20万円
- ウ ア又はイのいずれにも該当しない場合 10万円

(転居費等支援金の交付の申込み及び実績報告)

第6条 申込者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならないこととする。なお、申込期間は毎年度5月1日(熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。))に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)から翌年2月末日(休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日)までとする。

- ア 転居費等支援金交付申込書兼実績報告書(様式第1号)
- イ 対象経費の領収証等の写し(対象経費は熊本市へ転入するにあたり生じた経費に限り、申込者又は申込者と同一世帯の者の「宛名」が記載されているものであること。)
- ウ 転居費等支援金用就業証明書(様式第2号)(本市で就業した日以後のものに限る。)
- エ 振込先の口座情報を確認できる書類(預金通帳又はキャッシュカードの写し等(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるもの))
- オ その他転居費等支援金の交付のために要件を確認するに当たり必要な書類

(交付の決定及び確定)

第7条 市長は、前条の規定に係る交付の申込みにより、様式の一式を受理したときは、当該申込みの内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内で転居費等支援金の交付を決定及び確定し、転居費等支援金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。この場合において市長は、様式第3号に定める条件のほか、必要な条件を付することができる。

2 前項の規定による交付の決定及び確定は、交付申込書を先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に到達した交付申込書のうち交付決定及び確定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付の決定及び確定をせざるを得ないときは、当該交付決定及び確定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定及び確定をすることとする。

3 第1項の規定による審査の結果、転居費等支援金の交付が不相当と認める場合、その理由を付して、転居費等支援金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(交付の決定及び確定の取消し)

第8条 市長は、交付の決定及び確定を受けた申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、転居費等支援金の交付決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 転居費等支援金の交付の決定及び確定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により転居費等支援金の交付を受けたとき。

(転居費等支援金の返還)

第9条 市長は、前条に規定する交付の決定及び確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部

分に関し既に転居費等支援金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第10条 前条に規定する転居費等支援金の返還を請求された申込者は、その請求に係る転居費等支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該転居費等支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 前項の違約加算金を納付しなければならない場合において、申込者の納付した金額が返還を請求された転居費等支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された転居費等支援金の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第11条 市長は、申込者が転居費等支援金の返還を請求され、転居費等支援金又は違約加算金の全部若しくは一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(オンラインによる申込み等の手続)

第12条 転居費等支援金に関し申込者が行う次に掲げる手続は、オンライン（インターネットに接続された各人の端末を利用して手続を行う方法をいう。）で行うことができることとする。

(1) 交付申込み

(2) 請求手続

(3) その他市長が認める手続

2 前項の規定によりオンラインで手続を行おうとする申込者は、電子申請システム（オンラインで転居費等支援金の交付に関する手続を行うために用いるシステムとして本市が指定するものをいう。以下同じ。）において各手続における必要事項を入力するとともに、各手続に必要な添付書類をアップロードして送信しなければならないこととする。

3 転居費等支援金に関し本市が行う次に掲げる手続は、電子申請システムを使用してこれらに係る通知等を受け取る旨の申込者の意思表示があるときに限り、電子申請システムを用いてオンラインで行うことができる。この場合において、当該手続に係る通知等に記載する事項は、当該手続を書面で行う場合において記載する事項その他必要な事項とする。

(1) 交付決定及び確定通知

(2) その他必要と認める手続

4 第2項後段の規定は、前項の規定によりオンラインで行われた本市の通知等を申込者が受領しようとする場合における本人確認について準用する。

(報告及び立入調査)

第13条 市長は、当該事業が適切に実施されていること等を確認するため、必要があると認めるときは、当該事業に関する報告及び立入調査を求めるものとする。

(雑則)

第14条 転居費等支援金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

- 2 規則第11条第2項、第3項及び第4項の規定は、この補助金の交付について適用しない。
- 3 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和10年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年7月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(様式)

様式第1号	転居費等支援金交付申込書兼実績報告書
様式第2号	転居費等支援金用就業証明書
様式第3号	転居費等支援金交付決定兼確定通知書
様式第4号	転居費等支援金不交付決定通知書